

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

保育所等の利用にあたっての留意事項(お願い)

日頃から保育所等の運営及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

1 月に入り、新型コロナウイルス オミクロン株の感染が急拡大しており、東京都にも「まん延防止等重点措置」が適用されたほか、本市においても、保育所等でのクラスターの発生により複数の施設が全面休園となるなど、大変深刻な状況となっております。

そのため、保護者の皆様には、下記の対応について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 保育所等の利用にあたって

今回のまん延防止等重点措置期間中においても、保育所等は感染防止策を徹底したうえで、原則開所いたしますが、保育所等は、その特性上「3つの密(密閉・密集・密接)」の条件を満たしてしまう可能性の高い施設です。また、現在流行している新型コロナウイルス オミクロン株は、感染力が非常に強く、園児の感染者も急増しています。各施設でできる限りの対策は講じますが、一定の感染リスクがあることを理解したうえで保育所等を利用していただくようお願いします。

2 感染拡大防止のためのお願い

保育所等での感染拡大防止には、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、そのためには各ご家庭のご協力が不可欠です。保護者の皆様には、次の(1)～(3)について、ご協力いただき、園児及び同居家族の体調管理を徹底いただきますようお願いいたします。

- (1) 園児本人だけでなく、同居家族に発熱等の体調不良が認められる場合は、登園を控えてください。無症状でも、園児が感染しており、園内で感染を広げてしまう可能性があります。
- (2) 園児が発熱した場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで、登園を控えてください。
- (3) 同居家族が濃厚接触者の特定及び本人の体調不良により PCR 検査を受けている場合は、陰性と判明するまで登園を控えてください。

※ 保護者の注意により本来は避けることができた臨時休園が実際に複数発生しています。

3 保育所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合のお願い

現時点では、登園自粛要請を行いませんが、市内保育所等において、在園児又は保育士等に感染者が発生し、園内で感染拡大のおそれがある場合、また、複数の保育士等が濃厚接触者に特定され、保育の提供ができない場合は、当該施設を一定期間臨時休園とさせていただきます場合がありますので、ご承知おきください。(臨時休園期間中の保育料については日割り計算により減免します。)

また、臨時休園期間中は、代替の施設も含めて保育所等の利用は原則できませんので、ご了承ください。

4 その他

今回の対応については、令和 4 年(2022 年)1 月 24 日時点の取扱いであり、国や東京都の要請や本市の感染拡大状況などにより、対応を見直す場合があります。

各ご家庭におかれましても、乳幼児、保護者及び保育士等への感染防止のため、また、保育所等の運営継続のため、日々の体調管理に十分留意いただくとともに、一人一人が感染防止を意識した行動を徹底していただきますよう、お願いいたします。